別表八（一）　受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合				基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合			
完全子法人株式等に係る受取配当等の額（38の計）	1	円		完全子法人株式等に係る受取配当等の額（38の計）	16	円	
関係法人株式等	受取配当等の額（41の計）	2		関係法人株式等	受取配当等の額（41の計）	17	
	負債利子等の額の計算 当期に支払う負債利子等の額	3			負債利子等の額の計算 当期に支払う負債利子等の額	18	
	負債利子等の額の計算 連結法人に支払う負債利子等の額	4			負債利子等の額の計算 特別利子の額	19	
	負債利子等の額の計算 特別利子の額	5			負債利子等の額の計算 国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額）	20	
	負債利子等の額の計算 国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額（別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」のうち多い金額）	6			負債利子等の額の計算 超過利子額の損金算入額（別表十七(二の三)「10」）	21	
	負債利子等の額の計算 超過利子額の損金算入額（別表十七(二の三)「10」）	7			負債利子等の額の計算 計 (18)－(19)－(20)＋(21)	22	
	負債利子等の額の計算 計 (3)－(4)－(5)－(6)＋(7)	8			負債利子等の額の計算 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	23	
	総資産価額（34の計）	9			負債利子等の額の計算 同上の各事業年度の関係法人株式等に係る負債利子等の額の合計額	24	
	期末関係法人株式等の帳簿価額（35の計）	10			負債利子等の額の計算 負債利子控除割合 (24)/(23)（小数点以下3位未満切捨て）	25	
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (8)×(10)/(9)	11			負債利子等の額の計算 受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (22)×(25)	26	円
その他株式等	受取配当等の額（45の計）	12		その他株式等	受取配当等の額（45の計）	27	
	負債利子等の額の計算 期末その他株式等の帳簿価額（36の計）＋（37の計）	13			負債利子等の額の計算 (23)の各事業年度のその他株式等に係る負債利子等の額の合計額	28	
	負債利子等の額の計算 受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (8)×(13)/(9)	14			負債利子等の額の計算 負債利子控除割合 (28)/(23)（小数点以下3位未満切捨て）	29	
					負債利子等の額の計算 受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (22)×(29)	30	円
受取配当等の益金不算入額 (1)＋((2)－(11))＋((12)－(14))×50%	15			受取配当等の益金不算入額 (16)＋((17)－(26))＋((27)－(30))×50%	31		

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (32)－(33)	期末関係法人株式等の帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額 株式及び出資等	期末その他株式等の帳簿価額 受益権の帳簿価額×50又は25/100
	32	33	34	35	36	37
前期末現在額	円	円	円	円	円	円
当期末現在額						
計						

受取配当等の額の明細

	法人名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額
				38
完全子法人株式等			・　・	円
			・　・	
	計			

	法人名	本店の所在地	効力発生日までの保有期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (39)－(40)
					39	40	41
関係法人株式等					円	円	円
	計						

	法人名又は銘柄	本店の所在地（証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別）	受取配当等の額（その収入額×100、50又は25/100）	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (43)－(44)
		42	43	44	45
その他株式等			円	円	円
	計				

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）

別表八(一)の記載要領第11中「「左のうち益金の額に算入される金額　(38)」及び「左のうち益金の額に算入される金額　(42)」や「左のうち益金の額に算入される金額　(40)」及び「左のうち益金の額に算入される金額　(44)」」に改める。